

ブロック塀等の撤去に対する補助制度について

逗子市では、地震等によるブロック塀等の倒壊又は転倒を未然に防止するために、危険なブロック塀等を撤去する工事を行うものに対し、**その工事費用の一部を補助します。**(コンクリートブロック等で土留め擁壁としている部分は対象となりません。)

- ✧ ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、組積造(石、レンガ等)の塀及びこれらに類するものをいいます。
- ✧ 撤去後にブロック塀等の再築や建築基準法に違反した建築物又は工作物を設置することはできません。ただし、フェンス等の下地が必要な場合に限り、コンクリートブロック 2 段までの再築は可能とします。
- ✧ 補助制度を受けるためには、**事前に申請手続き**が必要です。施工業者と**契約前**に必ず市へご相談ください。(条件等により補助が受けられない場合があります)

●補助対象ブロック塀等

- ・ 次の要件全てに該当するブロック塀等が対象となります
 - 地震等の災害時に避難所等まで避難する通り抜け可能な道に面したもの
 - ブロック塀の延長が 1 メートルを超え、かつ道路面から高さ 1 メートルを超えるもの(擁壁の上に築造されている場合は、高さが 60 センチを超え、かつ擁壁を含む道路面から 1 メートルを超えるもの)
 - 点検で改善を要するとされたもの(市職員が点検します)

●補助対象工事

- ・ ブロック塀等を全て撤去すること、又は道路面からの高さをおおむね 40 センチメートル以下にする工事。
 - 撤去工事は、原則市内に住所又は事務所を有する業者に委託してください
 - 撤去後、生垣を構築する場合は、別途緑政課で助成制度があります

●補助金を申請できる方

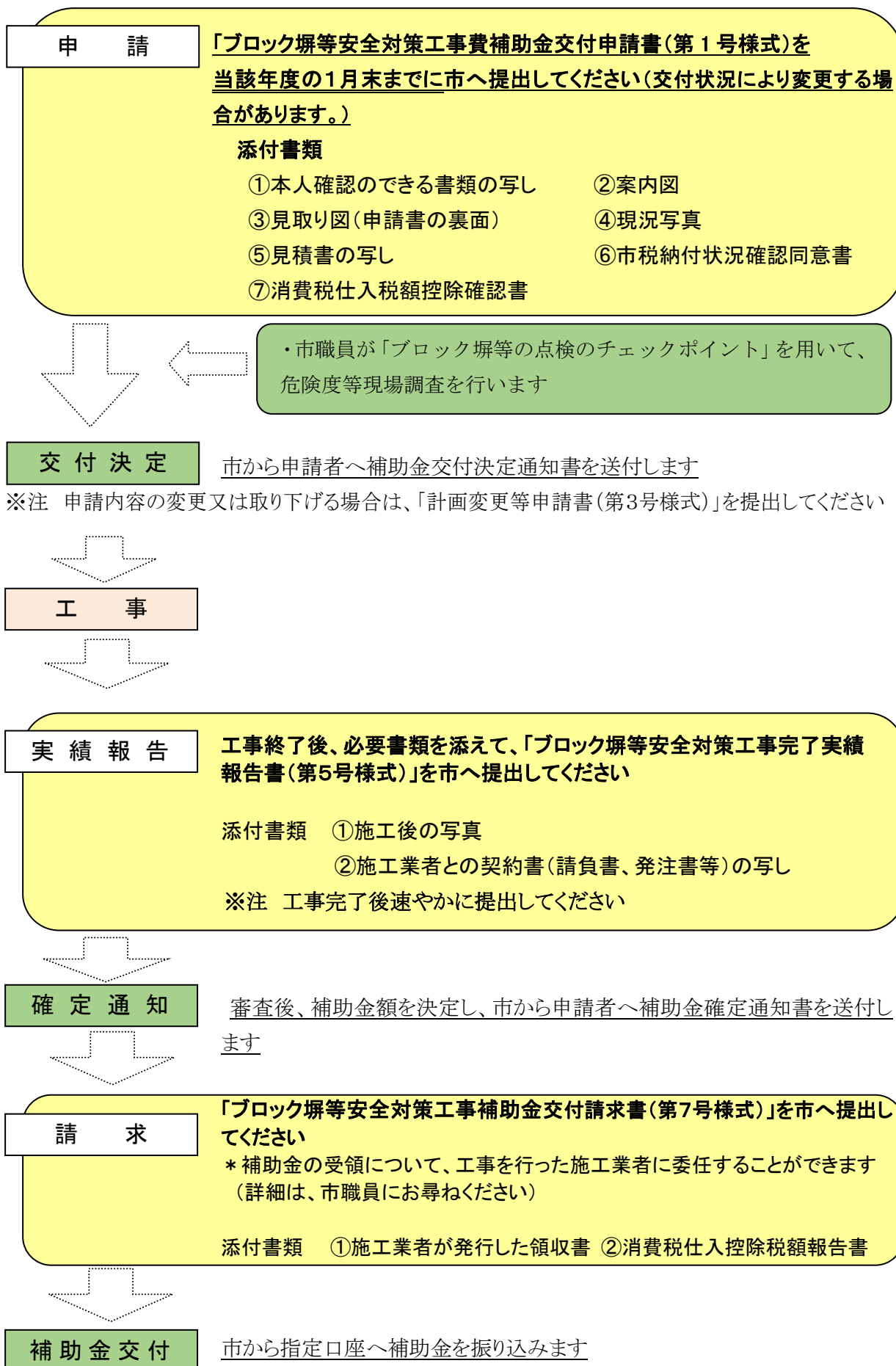
- ・ ブロック塀等の所有者又は管理者
- ・ 市税を滞納していない方

●補助額

- ・ ブロック塀の撤去工事にかかる費用の3分の2の額(1,000 円未満切り捨て)
ただし、20 万円を限度とします。
個人事業主等として消費税仕入控除をする場合、消費税額は補助額から除きます。

例 1) 工事費 15 万円の場合	個人負担 5 万円 補助額 10 万円(補助率 2/3)
例 2) 工事費 40 万円の場合	個人負担 20 万円 補助額 20 万円(限度額)

●申請手続きの流れ



ブロック塀等の撤去が可能な市内業者名簿

逗子市と「逗子市におけるブロック塀等安全対策工事に関する協定」及び「災害発生時の応急対応に関する協定」を締結している「逗子葉山建設業協会」に加盟している市内業者です

会社名	所在地	電話	E-mail
(有)勝己建設	逗子市沼間6-4-2	871-6189 (FAX 871-2937)	ykatumi@abelia.ocn.ne.jp
(株)相洋建設工業	逗子市沼間3-15-42-101	871-1270 (FAX 872-1276)	soyo@peach.ocn.ne.jp
太陽建設工業(株)	逗子市久木4-17-48	873-2659 (FAX 872-6363)	taiyo-kk@cb.wakwak.com
高幸建設(株)	逗子市桜山4-7-5	870-1700 (FAX 870-1710)	info@takako-kensetsu.co.jp
望月産業(株)	逗子市山の根3-5-37	873-2720 (FAX 871-3726)	motizukisanngyou@yahoo.co.jp
(株)葉山工務店	逗子市桜山8-3-8	871-3505 (FAX 871-6363)	info@hayama.co.jp